

CU三多摩ニュース No.34

2018.5.20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

HPアドレス <http://cu3tama.org>

80人の分会目指して

多摩稲城分会第2回定期総会開催



4月22日、南多摩教育会館において多摩稲城分会の第2回定期総会が開催されました。選挙と連休の谷間でしたが何とか成立。

総会は『80名の分会をめざす』など新年度の運動方針を採択し新役員を選出しました。新役員として分会長に大川宣弘氏、副分会長に堀恵子氏、事務局長に渡辺基氏、事務局次長に尼崎学氏、分会役員として大隈真一氏、間島隆文氏、鈴木鉄夫氏、監事に稲富勉氏、峯岸進氏を選出しました。



総会の議事終了後、顧問弁護士の白根先生より安倍政権が閣議決定した働き方「改革」についての解説と問題の講演をいただきました。

また、午後4時から多摩センターココリア前で行われた憲法9条を守る3000万署名リアルアクシ

ョンには白根先生も含め7名が参加し、熱く訴えました。



春の拡大月間目標達成で

CU三多摩 250人の展望を



CU三多摩 250人を目指す春の拡大月間が4月～5月に設定され、三多摩は23人の新たな加入者を迎えようと奮闘しています。

5月18日現在の成果は21人で、目標達成まであと一步。加入の約束をいただいている方5人が加入すれば、新加入者は26人となる見通しで、目標達成となる見込みです。

新しく組合員となった方々の加入のきっかけは、労働相談が8人と最も多く、次いでメーデー会場での勧誘3人、自転車保険加入を目的とした方が2人という状況です。

この春の拡大運動成功で組織数は245人になります。仲間の皆さんの奮闘に心から感謝を申し上げます。今年7月三多摩定期大会までに安定した250人の組織で迎えるため、この月間中に残り5人拡大を必ず実現できるよう、組合員の皆様のご協力をお願いします。（書記長・三宅）

労働者の祭典 三多摩メーデーに参加

5月1日、青空の下三多摩メーデーが井の頭公園で開かれ、CU三多摩から13人が参加しました。

メーデー会場では、組合の拡大月間でもあり、知人や友人に声を掛け日野や小平の市議会議員2人が加入。また別の1人も加入の約束を頂きました。



定期大会後の相談活動より

CU三多摩には、昨年7月の第3回定期大会以降の9か月余りに、30件もの相談が寄せられました。

相談内容はパワハラや賃金未払い問題、看護学校学費貸付金返還や障がい者雇用問題など多岐にわたっています。また従事する業種も食品、警備、保育、医療、建設など様々。使用従業員の規模も10人未満から5000人、数万人規模までと多様です。こうした活動は、企業内労働組合にはない地域労組としての特徴を如何なく発揮したものといえます。相談のすべてを紹介することはできませんが、特徴的な事例については今後も随時ニュース等で報告する予定です。

組合の皆さん、身近な方が職場のことで悩んでいたらご一報ください。そして一緒に相談解決に取り組みましょう。

違法な派遣から直接雇用



Aさんは、シルバー人材センターを通じB病院で夜間・休日等の受付・警備業務に従事。2017年10月に「仕事の配分が不公平」との相談を受けました。交渉の結果、公平な仕事の配分については実現しました。

しかし、今年3月シルバーから「病院との契約が終わって仕事はなくなる」と連絡がありましたが、Aさん以外の人は直接病院で雇用することになっていました。

そこで組合はB病院に①業務委託の形式だったが実態は派遣。②シルバーでの派遣業務許可がない。③派遣禁止業務への派遣。④最低賃金を下回っている等の点を指摘し、「労働契約みなし制度」による直接雇用を申し入れました。

交渉の結果、B病院は最終的に弁護士とも相談のうえ、法に則って対応すると約束。賃金の引き上げと仮眠時間としていた深夜時間帯も労働時間として賃金を支払い、実態として同一事業所に従事してきたことを考慮し、2日間の

「労働契約みなし制度」とは

派遣受け入れ事業者（「派遣先」）が違法に派遣社員を受けて入れている場合、違法状態が発生した時点から派遣先が派遣社員に対して直接雇用を申し込んだものとみなす制度。派遣社員が申込を承諾した場合、派遣先はその承諾を断ることができず、派遣元と派遣社員が契約している雇用条件と同一条件で雇用をしなければなりません。

有給休暇を4月から付与することなどで合意
できました。